明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（**国土交通**一八）　二

〔告　示〕

○財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（**財務**五八）　八

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**同**五九、六一、六二、六四）　一六

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**六〇）　一六

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**六三）　二〇

○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**四七八）　二三

○建築基準法に基づく指定確認検査機関を指定した件及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示（**国土交通**一五二）　二五

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**同**一五三）　二六

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件（**同**一五四）　二七

○道路に関する件（**東北地方整備局**二八～三二）

○道路に関する件（**関東地方整備局**七四、七五）

○道路に関する件（**中国地方整備局**三一、三二）

○道路に関する件（**四国地方整備局**一八）　二六

○道路に関する件（**九州地方整備局**二五、二六）　二九

○道路に関する件（**北海道開発局**一七）　二九

〔官庁報告〕

官庁事項

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　二九

中国地方整備局公示（中国地方整備局）

国家試験

土地家屋調査士試験合格者（法務省）　三〇

令和五年度技術士第二次試験合格者（文部科学省）　三一

令和五年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三三

〔公　告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価関係　四四

裁判所

破産、免責、再生関係　五五

特殊法人等

東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事一部完了、企業年金基金清算結了・清算人退任、地方職員共済組合定款の一部変更関係　八三

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八六

会社その他

会社決算公告　八九

省　　令

○国土交通省令第十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年三月八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第五条第六項」を「第五条第九項」に改める。

第一条の二の三中「第五条第六項」を「第五条第九項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第一条の三第一項第一号ロ(3)中「建築主事」の下に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加え、同条第四項第一号ハ(2)、第八項及び第十一項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第一条の四（見出しを含む。）並びに第二条の二第一項第一号ロ(2)及び第五項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第三条第一項第一号ロ(2)中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第七項中「建築主事」を「建築主事等」に改め、「申請書（」の下に「第一項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第十三号様式に、第二項の規定による確認の申請書にあつては」を加え、「をいう。」を削る。

第三条の三第一項中「、第四項第一号ハ(2)を「中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」とあり、並びに同条第四項第一号ハ(2)に改め、「、第十項」を削り、「「建築主事」とあるのは」を「「建築主事等」とあるのは、」に改め、同条第二項及び第三項中「「建築主事」とあるのは」を「「建築主事等」とあるのは、」に改める。

第三条の八中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第三条の十中「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第三条の十三第二項中「建築主事及び確認検査員」を「建築主事等及び確認検査員又は副確認検査員」に改める。

第四条第二項及び第四条の二第二項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第四条の三の二第一項中「建築主事等」を「検査実施者」に改める。

第四条の四の二中「「建築主事」とあるのは」を「「建築主事等」とあるのは、」に改める。

第四条の五第三項及び第四条の八第二項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第四条の九第一項中「建築主事等」を「検査実施者」に改める。

第四条の十一の二中「「建築主事」とあるのは」を「「建築主事等」とあるのは、」に改める。

第四条の十二第三項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第四条の十六第一項中「建築主事を置く」を「建築主事等を置く」に、「建築主事が」を「建築主事等が」に、「、建築主事」を「、建築主事等（当該認定の申請に係る建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合にあつては、建築主事）」に改め、同条第二項及び第五項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第七条第一項、第八条第三項及び第八条の二の見出し中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第十条の六の次に次の一条を加える。

（建築基準適合判定資格者の登録資格）

第十条の六の二　法第七十七条の五十八第一項の国土交通省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　建築審査会の委員として行う業務

二　学校教育法による大学（短期大学を除く。）の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務

三　建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務（法第七十七条の十八第一項の確認検査の業務（以下この号及び第十条の九の二において「確認検査の業務」という。）を除く。）であつて、確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要するものとして国土交通大臣が定めるもの

第十条の八第一項中「による申請」の下に「（一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者の申請に限る。）」を加え、「建築基準適合判定資格者登録簿」を「一級建築基準適合判定資格者登録簿」に、「「登録簿」」を「「一級建築基準適合判定資格者登録簿」」に、「一級建築基準適合判定資格者登録証」を「一級建築基準適合判定資格者登録証」に、「「登録証」」を「「一級登録証」」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、前条の規定による申請（二級建築基準適合判定資格者検定に合格した者の申請に限る。）があつた場合においては、登録申請書の記載事項を審査し、申請者が建築基準適合判定資格者となる資格を有すると認めたときは、法第七十七条の五十八第二項の二級建築基準適合判定資格者登録簿（以下「二級登録簿」という。）に登録し、かつ、申請者に別記第五十二号の二様式による二級建築基準適合判定資格者登録証（以下「二級登録証」という。）を交付する。

第十条の十第二項中「登録証」を「一級登録証又は二級登録証」に改め、同条第三項中「登録簿」を「一級登録簿又は二級登録簿」に、「登録証」を「一級登録証又は二級登録証」に改める。

第十条の十一から第十条の十三までの規定中「登録証」を「一級登録証又は二級登録証」に改める。

第十条の十四第一項中「その登録簿」を「一級登録簿又は二級登録簿」に改める。

第十条の十五中「登録証」を「一級登録証又は二級登録証」に改める。

第十条の十五の六中「第十条の八」を「第十条の八第一項及び第三項並びに」に改め、同条の表第十条の八第一項の項中「前条」の下に「の規定による申請（一級建築基準適合判定資格者検定に合格して前条の登録を受けようとする者の申請に限る。）」を、「第十条の十五の四」の下に「の規定による申請」を加え、同項の次に次のように加える。

第十条の八第三項	前二項	第一項

別記第一号様式を次のように改める。

第一号様式（第一条関係）（Ａ４）

建築基準適合判定資格者検定受検申込書

私は、建築基準適合判定資格者検定を受検したいので申し込みます。
私は、以下に記載した事項が事実で、かつ正確であることを誓います。

年　月　日

氏　名

※受検番号	数字	英文字		万	千	百	十	一
			－					

検定地

年　月撮影

写真の裏面には住所地の都道府県名及び氏名を必ず記入のこと

国土交通大臣 殿

ふりがな 氏名		性別 男・女	生年月日 年　月　日	受検資格 一級建築士・二級建築士 イ　登録 ロ　合格
本籍地		受検区分 一級建築基準適合判定資格者検定 ・ 二級建築基準適合判定資格者検定		年 第　号
現住所	(〒　)　[電話(　)　局　番]			市町村又は都道府県の職員である者については、当該市町村又は都道府県名
勤務先 (課名・係名まで)				
勤務先 所在地	(〒　)　[電話(　)　局　番]			

(注意) (1) 記入事項は、審査の対象となりますので、正確に、かつ、できるだけ詳細に記入すること。
(2) 記入は青か黒のインク又はボールペンで丁寧に書き、数字は算用数字を用い、該当するものを○で囲むこと。
(3) 太線内のみを記入し、※のところは記入しないこと。

※受付担当者確認欄
収入印紙貼付欄 （消印してはならない。）

別記第二号様式及び別記第四号様式中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第五号様式中「建築主事　　印」を「建築主事等職氏名　　印」に改め、「建築主事が」を「建築主事等が」に改める。

別記第五号の二様式から別記第七号様式までの様式中「建築主事」を「建築主事等職氏名」に改める。

別記第八号様式（昇降機用）から別記第十一号様式までの様式、別記第十三号様式及び別記第十四号様式中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第十五号様式中「規定する確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加え、「氏名」を「又は副確認検査員の職氏名」に改める。

別記第十六号様式中「確認検査員氏名」を「確認検査員又は副確認検査員の職氏名」に改め、「規定する確認検査員」及び「の確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加える。

別記第十九号様式及び別記第二十号様式中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第二十号の二様式及び別記第二十一号様式中「建築主事等」を「検査実施者」に、「建築主事氏名」を「建築主事等職氏名」に改める。

別記第二十三号様式中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第二十四号様式及び別記第二十五号様式中「確認検査員氏名」を「確認検査員又は副確認検査員の職氏名」に改める。

別記第二十六号様式中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第二十七号様式及び別記第二十八号様式中「建築主事等」を「検査実施者」に、「建築主事氏名」を「建築主事等職氏名」に改める。

別記第三十号様式中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第三十一号様式及び別記第三十二号様式中「確認検査員氏名」を「確認検査員又は副確認検査員の職氏名」に改める。

別記第三十三号様式及び別記第三十四号様式中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第三十五号の二様式中「建築主事」を「建築主事等職氏名」に改める。

別記第三十五号の三様式及び別記第三十五号の四様式中「確認検査員氏名」を「確認検査員又は副確認検査員の職氏名」に改める。

別記第三十六号の二様式から別記第三十六号の十一様式までの様式、別記第三十八号様式、別記第三十九号様式、別記第四十二号様式及び別記第四十二号の二様式中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第四十二号の三様式中「建築主事　　印」を「建築主事等職氏名　　印」に改め、「建築主事が」を「建築主事等が」に改める。

別記第四十二号の四様式から別記第四十二号の六様式までの様式中「建築主事」を「建築主事等職氏名」に改める。

別記第四十二号の七様式（昇降機用）から別記第四十二号の十三様式までの様式、別記第四十二号の十三様式及び別記第四十二号の十四様式中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第四十二号の十五様式及び別記第四十二号の十六様式中「建築主事等」を「検査実施者」に、「建築主事氏名」を「建築主事等職氏名」に改める。

別記第四十二号の十七様式中「建築主事等」を「検査実施者」に、「建築主事等」を「建築主事等職氏名」に改める。

別記第四十二号の十八様式及び別記第四十二号の十九様式中「建築主事等」を「検査実施者」に、「建築主事氏名」を「建築主事等職氏名」に改める。

別記第四十二号の二十様式及び別記第四十二号の二十一様式中「建築主事等」を「検査実施者」に、「建築主事」を「建築主事等職氏名」に改める。

別記第四十二号の二十三様式中「建築主事」を「建築主事等職氏名」に改める。

別記第五十一号様式を次のように改める。

第五十一号様式（第十条の七関係）（Ａ４）

建築基準適合判定資格者登録申請書

〔記入注意〕１．数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けて下さい。

２．裏面の記載を忘れないこと。

私は、建築基準適合判定資格者の登録を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年　月　日

地方整備局長
北海道開発局長　殿

氏名……………………

ふりがな 氏　名		生年月日	年　月　日生	性別　男□　女□
本　籍				
現住所	〒			
勤務先の名称				
勤務先の所在地	〒			
検　定	建築基準適合判定資格者検定区分	一　級□　二　級□		
	建築基準適合判定資格者検定又は建築主事の資格検定に合格した時期	年		
	合格通知日付（又は合格証書日付）	年　月　日		
	合格通知番号（又は合格証書番号）	第　　号		

欠格事由

1　禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたことがありますか。　ある□　ない□
　あるときは、その罪及び刑……………………
　その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日　　年　月　日

2　建築基準適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことがありますか。　ある□　ない□
　取り消されたことがあるときは、その年月日　　年　月　日

3　確認検査の業務禁止処分を受け、その禁止の期間中に建築基準適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことはありますか。　ある□　ない□
　業務禁止処分を受けたことがあるときは、その期間　　年　月　日から　年　月　日まで

4　建築士法第10条第１項の規定により、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。　ある□　ない□
　取り消されたことがあるときは、その年月日　　年　月　日

5　公務員で懲戒免職の処分を受けたことがありますか。　ある□　ない□
　処分を受けたことがあるときは、その年月日　　年　月　日

6　精神の機能の障害により確認検査の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。　はい□　いいえ□

※審査	登録手数料	経由庁	住民票照合	合格者名簿照合	欠格審査	副申審査	名簿登録	登録証発行	※経由庁記載欄 責任者（職氏名）

※登録番号		※登録年月日	年　月　日	※都道府県受付番号	

収入印紙貼付欄
（消印してはならない。）

（注意）　市町村又は都道府県の職員である者については、当該市町村又は都道府県名をこの欄に記入すること。

（裏面）（Ａ４）

	勤務先	所在地	在職期間				地位職名	職務内容
			年月～年月	年数				
				建築行政	指定確認検査機関	その他		
実務経歴								
			合　　計					

（注意）
1）　今までの建築に関する経歴のすべてについて年代順に書いて下さい。なお、勤務先、地位職名又は職務内容が変わった場合には区別して個々に記入すること。
2）　職務内容は、6）の例にならつて具体的に詳しく書いて下さい。
3）　所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。
4）　在職期間は、地位職名ごとの満年月数とし、１ヶ月未満は切り捨てること。
5）　地位職名は、建築課長、技師、防災計画係等と明記すること。
6）　職務内容記入例
　①　建　築　行　政：建築物の確認、中間検査、完了検査、融資住宅の図面現場審査、違反建築物の調査・処理又は定期報告の審査・指導
　②　指定確認検査機関：建築物の確認、中間検査又は完了検査
　③　そ　　の　　他：〇〇県建築審査会委員、〇〇大学建築学科における教育・研究（建築構造）等

別記第五十二号様式中「建築基準適合判定資格者登録証」を「一級建築基準適合判定資格者登録証」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第五十二号の二様式（第十条の八関係）（Ａ４）

二級建築基準適合判定資格者登録証

本　籍　地
（氏　　名）
年　　月　　日生
登録番号　第　　号
登録年月日　年　　月　　日

建築基準法第77条の58第１項の規定により、建築基準適合判定資格者の登録を受けたことを証する。

年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長（氏　　名）　印

別記第五十三号様式中「氏　　名 ----------」を「氏　　名 ----------
資格区分 ----------」に改める。

別記第五十四号様式中

5　登　録　番　号	
6　登　録　年　月　日	
7　汚損又は亡失の年月日	
8　汚損又は亡失の理由（具体的に詳しく記入のこと。）	

を

5　資　格　区　分	
6　登　録　番　号	
7　登　録　年　月　日	
8　汚損又は亡失の年月日	
9　汚損又は亡失の理由（具体的に詳しく記入のこと。）	

に改める。

別記第五十五号様式中「4　登録番号
5　登録年月日」を「4　資格区分
5　登録番号
6　登録年月日」に改める。

別記第五十六号様式中「5　登録番号
6　登録年月日
7　罪及び刑
8　上記7に処せられた年月日」を「5　資格区分
6　登録番号
7　登録年月日
8　罪及び刑
9　上記8に処せられた年月日」に改める。

別記第五十七号様式中「5　登録番号
6　登録年月日
7　取り消された建築士免許」を「5　資格区分
6　登録番号
7　登録年月日
8　取り消された建築士免許」に改める。

別記第五十八号様式中「5　登録番号
6　登録年月日
7　懲戒免職の処分を受けた年月日」を「5　資格区分
6　登録番号
7　登録年月日
8　懲戒免職の処分を受けた年月日」に改める。

別記第五十九号様式中「4　登録番号
5　登録年月日」を「4　資格区分
5　登録番号
6　登録年月日」に改める。

別記第六十号様式中「5　登録番号
6　登録年月日
7　消除理由」を「5　資格区分
6　登録番号
7　登録年月日
8　消除理由」に改める。

別記第六十七号の三様式及び別記第六十七号の四様式中「建築士事」を「建築主事等」に改める。

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第二条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定の別

第十条第一項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定の別

第十四条第十一号中「確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加える。

第十五条の見出し中「指定の区分」を「指定区分」に改め、同条中「区分」を「確認検査の業務の区分」に改める。

第十六条の見出し中「確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加え、同条の表中「前条第一号」を「第十五条第一号」に、「前条第三号」を「第十五条第三号」に、「前条第五号」を「第十五条第五号」に、「前条第七号」を「第十五条第七号」に、「前条第九号」を「第十五条第九号」に、「前条第十一号」を「第十五条第十一号」に、「前条第十三号」を「第十五条第十三号」に改める。

第十七条第一項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同項第二号の表中「並びに」を「及び」に改める。

第二十四条の見出し中「確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加え、同条中「第七十七条の二十四第三項」を「第七十七条の二十四第四項」に改め、「その確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加える。

第二十六条第六号及び第八号並びに第二十八条第一項第五号中「確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加える。

第三十一条の二中「指定の区分」を「指定区分（当該指定確認検査機関が確認検査員を選任しないものである場合にあっては、指定区分及びその旨）」に改める。

第三十八条第一号ハ中「建築基準適合判定資格者検定」を「一級建築基準適合判定資格者検定」に改める。

別記第一号様式中「区分」の下に「（確認検査員を選任しない場合は、指定を受けようとする区分及びその旨）」を加える。

別記第六号様式中「確認検査員の」を「確認検査員又は副確認検査員の」に改める。

別記第九号様式中「指定の区分」を「指定区分」に改め、同様式中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、備考2の前に次のように加える。

1　「指定区分」の欄には、指定確認検査機関が法第77条の24第1項の確認検査員を選任しない場合は、指定区分及びその旨を記載すること。

第三条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号の表第一号の下欄中「若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれら」を「又はこれ」に改める。

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の十三第一項及び第一条の十五第一項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第四号様式中「建築主事の氏名」を「建築主事又は建築副主事の職氏名」に改める。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二号様式及び第四号様式中「建築主事の氏名」を「建築主事又は建築副主事の職氏名」に改める。

第五号様式を次のように改める。

第五号様式（第十一条関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

変更認定申請書
（新築／増築・改築）

年　月　日

所管行政庁　殿

分譲事業者　住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

譲受人　住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請します。この申請書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1．長期優良住宅建築等計画の認定番号
第　　号

2．長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年　　月　　日

3．認定に係る住宅の位置

4．当初認定時の工事種別

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1．この様式において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限ります。）以外の住宅をいいます。

2．一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3．共同住宅等に係る申請にあたっては、第一面を申請に係る住戸ごとに作成し、第二面については、同時に申請する申請書のうちいずれかの申請書について作成し、他の申請書については、この面の作成を省略することができます。

（第二面）

１．建築後の長期優良住宅の維持保全の方法及び期間

２．住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

①　建築に係る資金計画

②　維持保全に係る資金計画

３．住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	年	月	日

（注意）

１．２①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。

２．２②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。

３．共同住宅等に係る申請である場合でも、２①及び②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第四、様式第六及び様式第八中「建築主事の氏名」を「建築主事又は建築副主事の職氏名」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一号イを次のように改める。

イ　建築基準法第五条第三項の一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務に関して二年以上の実務の経験を有するもの

様式第三十四及び様式第三十六中「建築主事の氏名」を「建築主事又は建築副主事の職氏名」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第一条、第二条又は第五条から第八条までの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

２　この省令の施行前に交付した第一条の規定による改正前の建築基準法施行規則別記第三十八号様式及び別記第三十九号様式による身分証明書並びに同令別記第五十二号様式による登録証は、それぞれ同条の規定による改正後の建築基準法施行規則別記第三十八号様式及び別記第三十九号様式による身分証明書並びに同令別記第五十二号様式による一級登録証とみなす。